

公募公示

国土交通大学校柏研修センターにおける自動販売機の設置・管理業務を下記要領により公募いたします。

令和6年2月20日

国土交通省国土交通大学校
柏研修センター所長 長谷 知治

記

1. 業務概要

- (1) 業務名 国土交通大学校柏研修センターにおける自動販売機の設置・管理業務
- (2) 業務内容 国土交通大学校柏研修センター内に自動販売機を設置し、販売・管理を行う。
自動販売機（飲料・食品併売）5台
- (3) 募集事業者 1事業者
- (4) 業務期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日
ただし、5年を超えない範囲で国有財産の使用許可期間を更新し、業務を行うことができる。

2. 業務対象施設

- (1) 対象施設 国土交通大学校柏研修センター、千葉県柏市柏の葉3-11-1
- (2) 使用面積 5.6 m²

3. 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産法第18条の規定に基づく使用許可（以下、「国有財産使用許可」という。）を受けるとともに、決定した価格に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を使用料として納付しなければならない。
- (2) 使用許可期間は5年以内とする。
- (3) 国有財産の使用許可は、国土交通省大臣官房会計課長 木村 大（以下「会計課長」という。）が行う。

4. 公募参加資格

- (1) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 国税及び地方税を完納していること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。
- (6) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場

合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。

- (7) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び(7)から(10)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (12) 労働者派遣法(第3章第4節の規定を除く。)の規定又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分(指導を含む)を受けた日から5年を経過しない者でないこと。(これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、応募申込書等提出時までには是正を完了している者を除く。)
- (13) 労働保険・厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと。(応募申込書等提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。)

5. 手続等

(1) 担当部局(問合せ先)

〒277-0882 千葉県柏市柏の葉3-1-1

国土交通大学校柏研修センター総務課 岡(メール: oka-y2j6@mlit.go.jp)

電話: 04-7140-8777 FAX: 04-7134-7999

(2) 募集要領の交付

下記(3)の現地説明会において書面により交付する。

(3) 現地説明会の日時、場所

①日 時: 令和6年2月27日(火) 14時から

②場 所: 千葉県柏市柏の葉3-1-1

国土交通大学校柏研修センター管理研修棟2F 第5教室

③内 容: 自動販売機による物品販売業務概要及び申請書類に関する説明、質疑応答、

現地見学

④その他: 説明会への出席者は1社につき2名以内とする。

※説明会参加希望者は、令和6年2月26日(月)17時までに会社名、所在地、出席者名、電話番号を記載の上、上記(1)までメールすること。なお、応募者は、現地説明会に参加した者に限る。

(4) 応募申込書等の提出期限、場所及び方法

令和6年3月12日（火）17時までに、上記（1）に持参又は郵送（書留郵便のみとし、提出期限必着とする。）にて提出すること。

6. その他

- （1）手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- （2）関連情報を入手するための照会窓口は、上記5の（1）に同じとする。
- （3）応募申込書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- （4）提出書類は、当該提出者に無断で他の目的への使用は行わない。
- （5）提出書類に虚偽の記載を行った場合は、当該提出書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- （6）その他詳細は募集要領による。